平成 24 年 5 月 17 日

各　　位

会 社 名　日 機 装 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　甲 斐 敏 彦
（コード番号６３７６ 東証第１部）
問合せ先　取締役経営企画部長　西 脇 章
（TEL. ０３－３４４３－３７１７）

# 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案を、平成 24 年６月 26 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、今般、取締役報酬制度の見直しを行ない、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をよりいっそう強めることにより、取締役が株価上昇による経済的利益のみならず株価下落による損失までも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、下記２.記載の内容の新株予約権を付与することとしたものです。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、平成 19 年６月 26 日開催の当社第 66 回定時株主総会において年額 280 百万円以内とご承認いただいて今日に至っておりますが、株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権は、この報酬等の額の範囲内で付与するものです。

新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した各新株予約権の公正価額に、取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

２．新株予約権の内容

（１）新株予約権の割当の対象者および数

社外取締役を除く当社取締役

（２）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、1,000 株とします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当または株式併合等を行なう場合で付与株式数の調整を行なうことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行ない、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当または株式併合の比率

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行ない新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行ない新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行なうことができるものとします。

（３）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会開催の日から１年間以内の日に発行する新株予約権の総数は、20 個を上限とします。ただし、本定時株主総会終結の日以後において、上記（２）に定める付与株式数の調整を行なう場合に該当するときには、同様の調整を行なうものとします。

（４）新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、各取締役の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとします。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当りの払込金額１円に付与株式数を乗じた金額とします。

（６）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で取締役会が定める期間とします。

（７）新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当社の取締役および執行役員その他これに準ずるものとして取締役会が定めるもののいずれの地位をも喪失した日の翌日から、新株予約権を行使できるものとします。

その他の権利行使の条件は、取締役会が定めるものとします。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとします。

（９）新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(10) 新株予約権のその他の内容

上記（２）から（９）の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

(ご参考)

上記の新株予約権の発行は、本定時株主総会において、取締役に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案が承認可決されることを条件とします。新株予約権の具体的な発行および割当の内容は、本定時株主総会後に開催予定の取締役会の決議をもって決定します。

以 上